

種別	質問項目	回答	関連する記載のある公募要領のページ
はじめに	申請予定である旨の事前連絡は必須ですか。	必須ではありませんが、可能であれば事務局による申請件数の事前把握のため、4月10日（金）正午までに事務局へメールでご連絡ください（様式不問）。	p.1
はじめに	メールアドレスが分かりません。	本事業の担当である内閣府科学技術・イノベーション推進事務局大学改革・ファンド担当室までお電話でお問い合わせください（03-6257-1332）	p.11
はじめに	申請予定である旨の事前連絡ができていないのですが、申請可能ですか。	可能です。	p.1
本事業の対象	本事業に応募できる大学の条件は何ですか。	国公私立大学であり、公募要領の「本事業の対象（1）対象とする大学」及び「本事業の対象（2）申請要件」を満たす大学であれば申請可能です。奮ってご申請ください。	p.2-5
本事業の対象	申請は1大学で何件まで可能ですか。	1大学につき1件のみ可能です。	p.3
本事業の対象	企業等との連携は必須ですか。	申請段階において必須ではありませんが、採択後のフォローアップ審査において段階的に求められることとなる予定です。	p.7-8
本事業の対象	令和7年度に記載された連携機関の記載が除かれておりますが、他の研究機関と連名で提案することは可能ですか。またその場合、交付金の一部を連携機関に活動費として提供することは可能ですか。	いずれも可能です。連携機関との協力にあたっては、提案の代表となる法人が責任をもってマネジメントしていただくよう、お願いいたします。	-
本事業の対象	複数の領域を対象領域と定めて申請することは可能ですか。	最終的には一体のビジョンとして本事業で実施すべきであることが審査・評価委員会で認められるかどうかは依るところですが、そのようなビジョンを描いて応募いただくことは可能です。	-
本事業の対象	令和8年度事業では、社会実装以外の羅針盤の観点（多様性や地域貢献など）に係る取組の実施は求められますか。	令和8年度事業では、特に研究成果の社会実装に向けた活動に焦点を当てた取組を後押しすることとしております。一方で、取組の一環として「社会実装・イノベーション」以外の羅針盤の観点を提案に含めることを妨げるものではありません。	-
本事業の対象	URAなどの職員の人件費は本事業の執行対象経費に含まれますか。	本事業における戦略仮説の実行に向けた、学内の体制整備や学外専門人材の活用（雇用含む）など、体制構築に必要な人材のための人件費などは本事業の主な執行対象に含まれます。	p.5-7
本事業の対象	研究者の研究費や人件費などに執行することは可能ですか。	可能です。本事業は交付金事業であり、一部の極端な事例を除けば執行対象経費に関する制限はありません。一方で、特に本事業趣旨にそぐわない恐れがある執行項目については、その理由などについて説明を求める場合があります。	p.5-7
本事業の対象	支出できない経費の例はありますか。	懇親会費、酒・タバコ代、手土産など、事業目的と直接関係しない経費には支出できません。また、「地域中核大学イノベーション創出環境強化事業」（内閣府）、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」、「国立大学改革・研究基盤強化推進補助金」（文部科学省）など、政府の別事業による支援を受けている場合は、同一の取組（執行内容）に対して当該別事業と本事業とで重複して支援することを避ける観点から、政府の別事業による支援を受けている取組については、基本的に本事業の対象外となります。当該趣旨に則り、別事業にて支援を受けている大学によるご提案の際は、別事業と本事業との関係を整理の上で提出いただけます。詳細は【様式2】をご確認ください。	p.6-7
本事業の対象	外部専門人材は内閣府で手配するのですか。	内閣府は本事業において交付金の交付とフォローアップ等を担当いたします。基本的には外部専門人材については、採択大学において本交付金に基づき手配をお願いいたします。詳細については採択後等に必要に応じてご相談ください。	-
本事業の対象	マッチングファンド形式は必須ですか。	申請段階において必須ではありませんが、採択後のフォローアップ審査において段階的に評価される可能性があります。マッチングファンド形式での申請を計画されている場合は【様式1】にその旨記載とともに、【様式3】において、想定される金額規模を記載してください。	p.4
本事業の対象	技術シーズにおけるTRLレベル2以上というのは、申請する法人による判断で問題ないでしょうか。	問題ありません。	p.4
本事業の対象	別表「共通データ分析指標」に挙げられるすべての指標について採択後は提出が必須になりますか。	採択後から事業開始までの間において、指標の細かな定義や提出タイミングについては本事業事務局である内閣府（及び委託会社含む）との間で調整させていただきますが、原則すべての指標について御提出をお願いする予定です。	p.5
調査作成	調査ではどのような内容を記載すべきですか。	調査では、①構造的課題認識、②戦略仮説、③体制設計、④段階的実装計画、⑤共通データ分析指標への対応の5項目を定量データに基づき簡潔に記載するようお願いいたします。	p.2-5
調査作成	同日付で公表された戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業（調査事業）の令和7年度報告書と本事業とはどのような関係にありますか。	本事業は御提示の調査事業における検討にも基づき企画された事業です。これまでの検討経緯も一部記載されておりますので、ぜひご確認ください。	-
調査作成	一度提出した調査を差し替えることは可能ですか。	提出期間内であれば1度に限り差替え可能です。提出期間後の差替えはその後の書面審査にも影響するため、原則ご遠慮ください。致命的な誤字などが見つかった場合などのみ事務局までご相談ください。	p.10
審査	審査はどのような観点で行われますか	公募要領の「審査方法等（1）審査方法等」の「ウ）審査項目」をご確認ください。	p.9-10
審査	採択された場合、申請時の資金執行計画に基づく交付が約束されたと思う良いのでしょうか。	交付額は申請時のみならず半年に一度のフォローアップ審査において、進捗状況等を加味して審議・決定されます。したがって、仮に採択されたとしても申請時の資金執行計画がすべて了承されたものではありません。また、本事業予算規模についても毎年の予算編成の過程で変更になる場合があります。	p.7-8
スケジュール	提出期間はいつですか。	4月20日（月）9:00～5月15日（金）17:00の期間です。	p.10
スケジュール	本事業の支援期間について、令和11年3月以降の延長はありますか。	本事業は最長で令和11年3月末までを実証期間とした事業であり、現時点でその後の事業延長は想定されていません。令和11年度以降の自走化方針も含めて申請時点でご検討をお願いいたします。	-
その他	説明会に参加できないが、後日説明会での資料やQ&Aは共有してもらえますか。	説明会は公開された公募要領とQAに基づいて実施いたします。当日いただいた質問のうち、特に説明会に参加できなかった法人の皆様にも共有するべきものはQAを更新する形で共有いたします。	p.11